

第 7 章 緑化重点地区及び保全配慮地区

1. 緑化重点地区

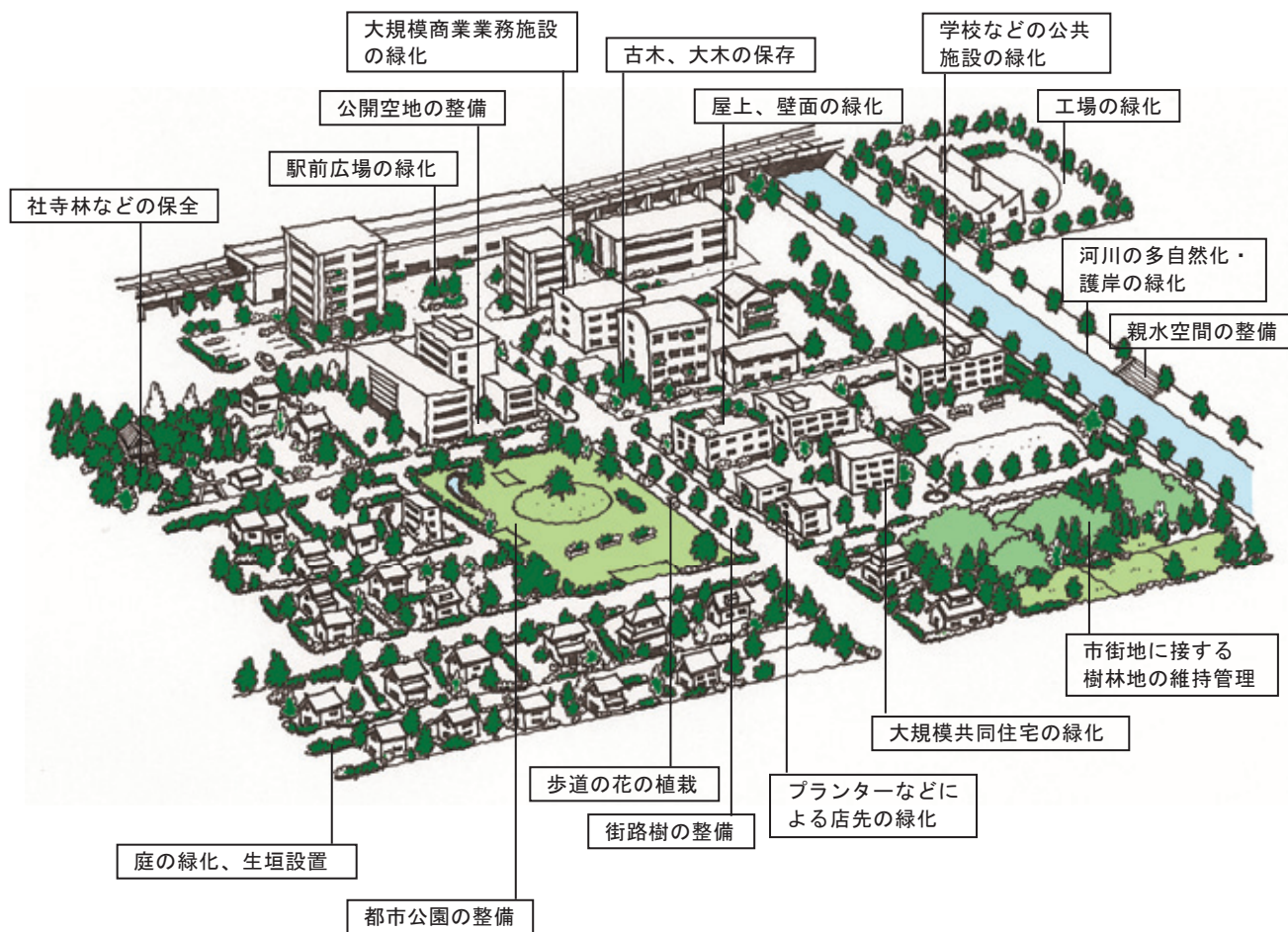
緑化重点地区は、みどりの将来像の実現に向けて、緑地整備・緑化に関する事業を優先的かつ総合的に進める必要が高いと判断される地区のことです。静岡市みどり条例においては、緑化重点地区と当該地区における緑化の推進に関する事項を定めることとされています。

地区内では、緑地整備・緑化に関する事業を緑化重点地区整備事業（吸収源対策公園緑地事業、中心市街地活性化広場公園整備事業）として一括し、都市の骨格をなす緑地整備や公共施設の緑化など、本来個別である事業を一体的に推進することができます。

また、みどりの将来像の実現に向けた先導的役割を担うモデルとなり、市民に具体的なまちの姿を示し、意識を高める役割も担う地区でもあります。

地域の実情に応じ順次緑化重点地区を設定し、地域住民・事業者・行政の協働により緑地整備・緑化の推進を図っていきます。

緑化重点地区の計画イメージ



(1) 緑化重点地区候補地の設定

ここでは、以下のような視点に基づき、本市のみどりの現状などを踏まえて緑化重点地区の候補地を設定します。各地区での成果が周辺地域の緑化意識の高まりなど波及効果として全市に広がるよう、市内の各地域に設定します。

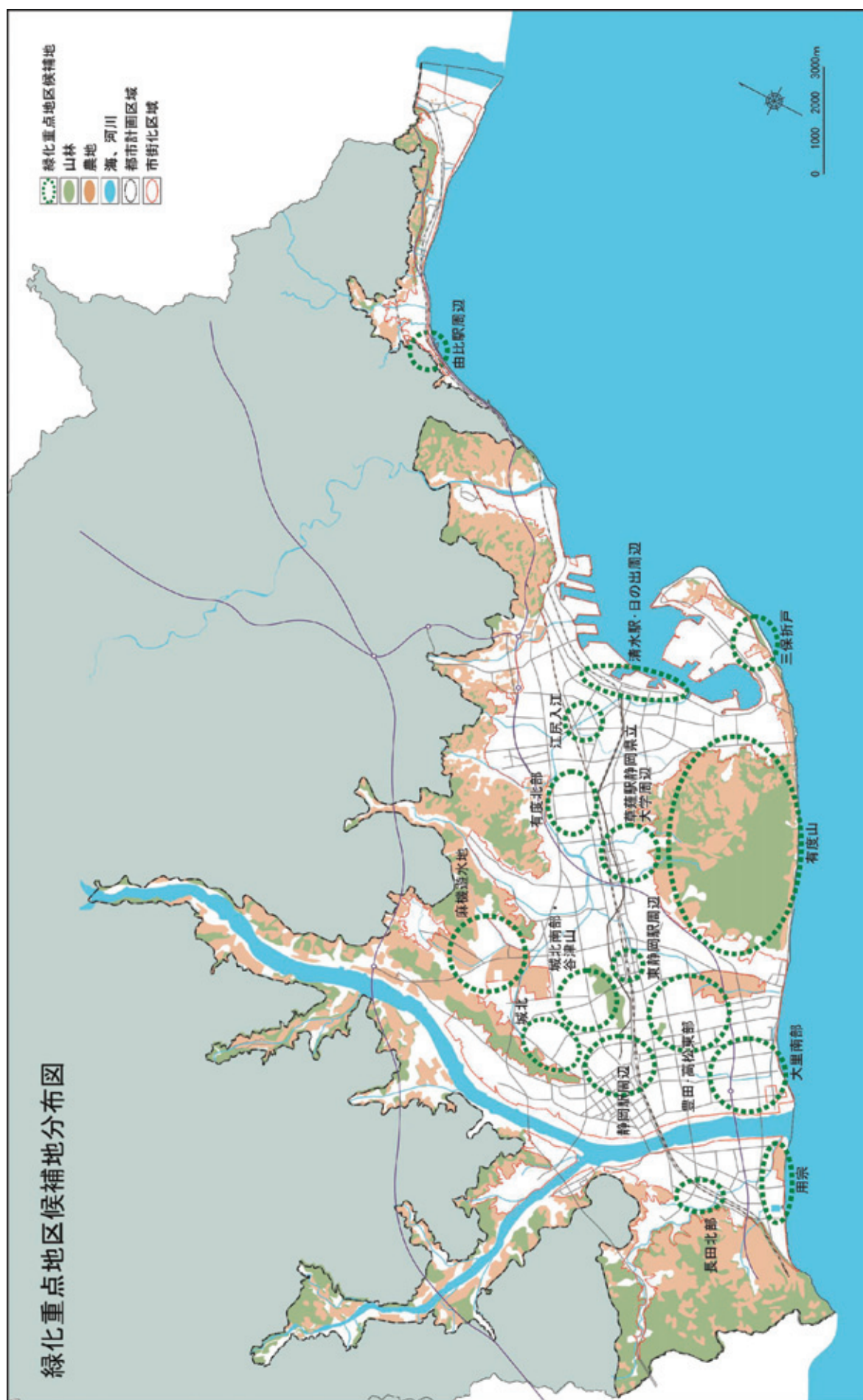
まちづくりの動向、緑地計画の熟度、地域の意向など、地区ごとで条件が異なるため、各地区の状況に応じ、計画的かつ効果的な事業の推進を図ることとします。

選定の視点	視点の考え方
①都市の拠点として位置づけられている地区	上位計画の中で拠点として位置づけられている地区において、緑化により都市の安全や快適性、魅力の向上が図られます。
②みどりが少なく、防災やレクリエーションなどの面で問題のある既成市街地内の地区	既成市街地の防災の向上をはじめ、身近なレクリエーション空間の確保、良好な環境・景観の創出が図られます。
③土地区画整理事業などの事業により都市整備が行われる地区	他の事業と一体的に緑化を進めることにより、良好な環境・景観の創出などの早期実現が可能になります。
④公園・緑地、水辺を核に、市民や観光客の憩いの場の充実を図る地区	既存のみどりや水辺を活用したレクリエーション空間の充実や良好な景観の形成が図られます。
⑤風致の維持が特に必要な地区	森林や水辺の風致の保全と、周辺におけるそれと調和した環境・景観づくりが図られます。
⑥緑地保全や緑化の市民意識が高い地区・みどりに関する市民活動が行われている地区	地域住民と行政の協働によるみどりの整備・維持管理により、公共空間と民有空間が一体となったみどりの創出が図られます。

選定の視点、視点の考え方にもとづく緑化重点地区候補地は次のとおりです。

緑化重点地区候補地の一覧

地区名	選定視点	地区名	選定視点	地区名	選定視点
静岡駅周辺	①③	清水駅・日の出周辺	①③④	東静岡駅周辺	①③⑥
三保折戸	③④⑤	有度山	①④⑤⑥	麻機遊水地	①④⑤⑥
長田北部	①②	用宗	①②④⑤	城北	②
城北南部・谷津山	②⑤⑥	豊田・高松東部	①②	大里南部	②⑤
草薙駅静岡県立大学周辺	①⑥	有度北部	②⑤	江尻入江	②⑤
由比駅周辺地区	②				



2. 保全配慮地区

保全配慮地区は、みどりの将来像の実現に向けて、特に緑地の保全に重点的に配慮を加える必要が高いと判断される地区のことです。また、地域住民・事業者・行政の協働による緑地保全のモデルとなり、市民に具体的な取組を示し、意識を高める役割を担う地区でもあります。

地域の実情に応じ順次保全配慮地区を設定し、緑地保全を推進していきます。

(1) 保全配慮地区候補地の設定

ここでは、以下のような視点に基づき、本市のみどりの現状などを踏まえて保全配慮地区の候補地を設定します。

まちづくりの動向や地域の意向など、地区ごとで条件が異なるため、各地区の状況に応じ、計画的かつ総合的な方策の推進を図ることとします。

選定の視点	視点の考え方
①本市の景観のランドマークなどとなっているが、緑地の荒廃がみられ、風致の維持が特に必要な地区	本市の都市景観のランドマークや背景となっている緑地の景観の保全、防災の向上が図られます。
②市民や観光客の自然とのふれあいの場となっている地区	緑地保全とともに活用を進めることで、レクリエーションの空間や活動の充実が図られます。
③緑地保全の活動が展開しつつある地区	地域住民・事業者と行政の協働による活動が推進されることにより、緑地の保全や環境教育などが図られます。

選定の視点、視点の考え方にもとづく保全配慮地区候補地は次のとおりです。

保全配慮地区候補地の一覧

地区名	選定視点	地区名	選定視点	地区名	選定視点
谷津山	①②③	有度山	①②③	向敷地丸子	①③
賤機山	①②③	大内	①②③	三保	①②③
御殿山	①②③	麻機遊水地	②③		

上記の地区以外の風致地区に指定されている地区についても、植生の現況や開発の動向、地域住民などの活動の状況をみて、適宜、保全配慮地区の候補としていきます。

